

質疑回答

2018.06.04

No	質疑箇所	質疑事項	回答
52	基本設計業務委託仕様書 II-2-(1)③	「敷地横断する水路の経路変更はいとわない。」とのことですが、当該水路は公図上も水路となっています。経路変更の場合は開発許可申請が必要になると考えてよろしいでしょうか。	原則、開発行為に該当すると思われませんが、現在、千葉県に確認をしております。 <u>※質疑回答期限を過ぎても、県から回答が届き次第、報告させていただきます。</u> → <u>※開発行為に該当する旨の回答をいただきました。</u>
74	仕様書 2(1)前提条件③	水路の経路変更はいとわない。とありますが、その場合都市計画法上の開発行為に該当するのでしょうか。	原則、開発行為に該当すると思われませんが、現在、千葉県に確認をしております。 <u>※質疑回答期限を過ぎても、県から回答が届き次第、報告させていただきます。</u> → <u>※開発行為に該当する旨の回答をいただきました。</u>